

(別添 2)

令和 7 年 6 月 19 日改定

## 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書

徳島森林山村づくり協議会

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本業務方法書は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、徳島森林山村づくり協議会（以下「協議会」という。）が行う里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって林野庁長官から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領（別紙）Ⅱの要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 協議会は、交付要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

### 第 2 章 事業の実施

(交付金の管理)

第 3 条 協議会は、国から交付を受けた交付金について、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を適格に把握するため必要な勘定項目を設けることとする。

2 協議会は、交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。

- 3 協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 4 協議会は、毎年度、交付金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(交付金に係る採択申請及び採択決定)

第4条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領（別紙）Ⅲ第4の4(1)に基づき活動計画書に協定書の写し及び規約の写しその他必要な書類（以下「採択申請書等」という。）を、採択を受けようとする年度の指定する期日までに協議会長に提出するものとする。

2 協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、実施要領（別紙）Ⅲ第4の4(4)により、速やかに活動組織の代表者に交付金に係る採択通知書を交付するものとする。

3 活動組織の代表者は、採択された活動計画において、次に定める事項の変更が生じた場合は、実施要領（別紙）Ⅲ第4の5に基づき、様式第16号の採択申請変更(届出)書及び変更があった活動計画書、協定書の写し及び規約の写しその他必要な書類を添え、協議会長に提出しなければならない。

(1) 活動の中止又は廃止する場合。

(2) 主たる活動を行う対象森林面積の変更する場合。

(3) 機能強化を行う延長を変更する場合。

(4) 資機材等整備の内容を変更する場合。ただし、交付額及び数量を減ずる場合は除く。

(5) 協議会会長から通知された交付金総額の30%を越える減額を行う場合。

4 協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。

5 活動組織の代表者は、第3項に該当しない活動計画の変更をしたときは、変更があった書類を添え、速やかに協議会長に届け出を行うものとする。

(申請手続の事務処理方法)

第5条 第4条に定める採択申請をしようとする活動組織の代表者は、施業を予定している各市町村長に採択申請書類等を提出するものとする。

2 各市町村長は、前項により提出のあった採択申請書類等を審議し、様式第13号により有効性等に関する意見等を記載し、不備があれば指導、助言を行い遅滞なく管轄の県民局等に送付するものとする。

3 県民局等は第2項により送付された様式第13号及び採択申請書類等を確認

し、不備があれば指導、助言を行い遅滞なく協議会に送付するものとする。

(交付金に係る申請及び支払い)

第6条 活動組織の代表者は、交付金の交付について、別記様式第1号により協議会長に申請するものとする。ただし、活動組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、協議会長の定める日までに申請するものとする。

2 協議会長は、活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、速やかに交付金を活動組織に交付するとともに、別記様式第2号により通知するものとする。この際、支出勘定項目を明確にしておくこととする。

(交付金の対象範囲)

第7条 交付金については、活動組織が実施要領（別紙）Ⅲ第4の6に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

(交付金の返還)

第8条 活動組織が活動等を実施するにあたり、活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、協議会長は、期日を定めて、是正又は活動組織に対して過年度分を含め交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

2 前項により交付金の返還を求める場合、協議会長は活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付しなければならない。

3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。

4 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあつてはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあつては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。

5 協議会長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があった場合、協議会長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意

思を確認し、第6条第1項の手続きを経た後、交付金の交付を再開するものとする。

- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報告

(実施状況の報告)

第9条 活動組織の代表者は、毎年度、活動計画書記載事項の実施状況について、様式第20号の実施状況報告書に加え、活動記録兼作業写真整理帳及び金銭出納簿又はその写しを添えて、協議会長が定める日までに協議会長に提出するものとする。

- 2 協議会長は、毎年度、活動組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行い、その確認結果について、様式第22号により、活動組織の代表者に通知するものとする。
- 3 2の現地確認においては、活動を実施する管内の市町村及び東部農林水産局又は、総合県民局の担当職員も同行し、不備があれば指導、助言をおこなうものとする。
- 4 協議会長は、1項により報告があった場合、活動組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末までに、林野庁長官に報告するものとする。なお、地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織がある場合は、地方公共団体別の補助の額を報告するものとする。

### 第4章 雑則

(事業期間)

第10条 本対策の事業期間は、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業終了の日までとする。

### 附 則

この業務方法書は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。